補足資料

■国土交通省の交通不便地域指定について（今回の協議）

〇概要：

・地域内フィーダー系統補助（※詳細は裏面）を受けるためには、国土交通省から交通不便地域の指定を受ける必要があり、香取市地域公共交通協議会で協議し、関東運輸局に申請を行っています。指定期間は、５年間です。現在の指定期間は令和３年 10 月１日から令和８年９月 30 日までとなっています。

〇協議の目的：

・令和６年 10 月からの路線バス、循環バスの運行見直しに伴い、地域内フィーダー系統補助を受ける路線も変更となることから、国土交通省に対し交通不便地域指定の変更を申請する必要があり、今回協議いたします。

〇対象地域：

・香取市では、地域内フィーダー系統補助を受ける路線のうち、小見川地区で運行する路線（対象路線は、後述）を利用できる地区（字単位）を国土交通省の指定する交通不便地域としています。

※過疎地域（旧佐原町、旧山田町、旧栗源町）で運行する路線で、地域内フィーダー系統補助を受ける場合、国土交通省による交通不便地域指定は不要です。

※なお、「国土交通省が指定する交通不便地域」と香取市が把握している「交通空白・不便地域」（香取市地域公共交通計画 P.26）は、趣旨が異なります。

〇国土交通省の交通不便地域指定を受ける予定の地区（字単位）：

小見川、八日市場、野田、本郷、下小川、新々田、入会地、下小堀、分郷、虫幡、木内、上小堀、阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川頭、北原地新田、五郷内、和泉、貝塚、阿玉台、久保

※南原地新田など、地域内フィーダー系統補助を受ける路線が運行する地区であっても、他の公共交通機関（地域内フィーダー系統補助を受けないもの）がある場合は、その駅やバス停から半径１㎞以内を交通不便地域の対象外となることから、交通不便地域指定の対象としない地区があります。

〇国土交通省の指定する交通不便地域の人口：

・国土交通省の指定する交通不便地域のうち、対象地区（字単位）の前年度末の人口をもとに計算しています。
・実際には、対象地区（字単位）のうち、除外する面積があることから、対象となる面積の割合で対象人口の按分を行っています。
・按分率は、対象地区（字単位）のうち、他の公共交通機関（地域内フィーダー系統補助を受けないもの）がある場合は、その駅やバス停から半径１㎞以内を除外した対象面積を計測し、全体面積に対する対象面積の割合によって按分率を算出しています。
・対象地区（字単位）の人口に按分率を乗して、国土交通省の指定する交通不便地域の人口を計算しています。

■地域内フィーダー系統補助について

〇概要：

・地域内フィーダー系統補助とは、鉄道や複数の市町をつなぐ路線バス（地域間幹線系統：幹のような路線）に接続する、地域の生活にかかせない路線（地域内フィーダー系統：枝のような路線）の運行維持に対する補助金。
・利用者が少ない等の理由で運行赤字が発生している路線かつ、香取市地域公共交通計画に記載された路線で、運行の維持のために国の補助金を活用するものです。
・毎年、香取市地域公共交通協議会で補助を受けるための計画を作成し、協議を行っています。（今年は、６月に承認済み）

〇補助金を受けられる地域：

・地域内フィーダー系統補助金を受けるため、国土交通省の交通不便地域の指定を受けた地域（今回の協議で指定する「小見川地区の一部」）
・総務省の指定する過疎地域（過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法で示される地域）（旧佐原市、旧山田町、旧栗源町）

〇対象路線：

令和６年 （R6.10 月～R7.9 月）	地域区分	新規・継続	【参考】令和５年 （R5.10 月～R6.9 月）
香取市循環バス（小見川市街地ルート（北西ルート））	交通不便地域指定	継続 （ルート変更）	香取市循環バス（小見川ルート）
香取市循環バス（小見川市街地ルート（南西ルート））	交通不便地域指定	継続 （ルート変更）	
香取市循環バス（小見川市街地ルート（北東ルート））	交通不便地域指定	新規	
香取市循環バス（山田ルート）	交通不便地域指定	継続 （ルート変更）	香取市循環バス（横断ルート）
香取市乗合タクシー	交通不便地域指定	継続	香取市乗合タクシー
香取市循環バス（佐原市街地ルート（西側ルート））	過疎地域	新規	

香取市地域公共交通計画から抜粋（26 ページ）

※今回の協議「地域内フィーダー系統補助を受けるための国土交通省の指定する交通不便地域」とは異なるものであることの確認資料

（7）公共交通空白・不便地域

「バスサービスハンドブック」（土木学会）によると、無理なく歩ける距離は健常者で300m、高齢者で100mとされている。香取市における交通不便地域（鉄道駅から半径1km以遠、バス停から半径300m以遠）は、下図のとおりである。

佐原駅周辺や小見川駅周辺など人口・都市機能が集積している地区においては、鉄道や路線バス、循環バス及び乗合タクシーによる公共交通サービス圏で覆ねカバーされているが、利根川以北など人口分布が分散的な地区ではいまだに公共交通空白・不便地域が存在している。

■抵抗を感じない距離

出典：バスサービスハンドブック（土木学会）

条件	一般的な人 歩行速度80m/分	高齢者等 歩行速度40m/分
90%の人が抵抗感なし（約3.5分）	300m	100m
大きな荷物がある（約2分）	150m	80m

■公共交通利用圏域図

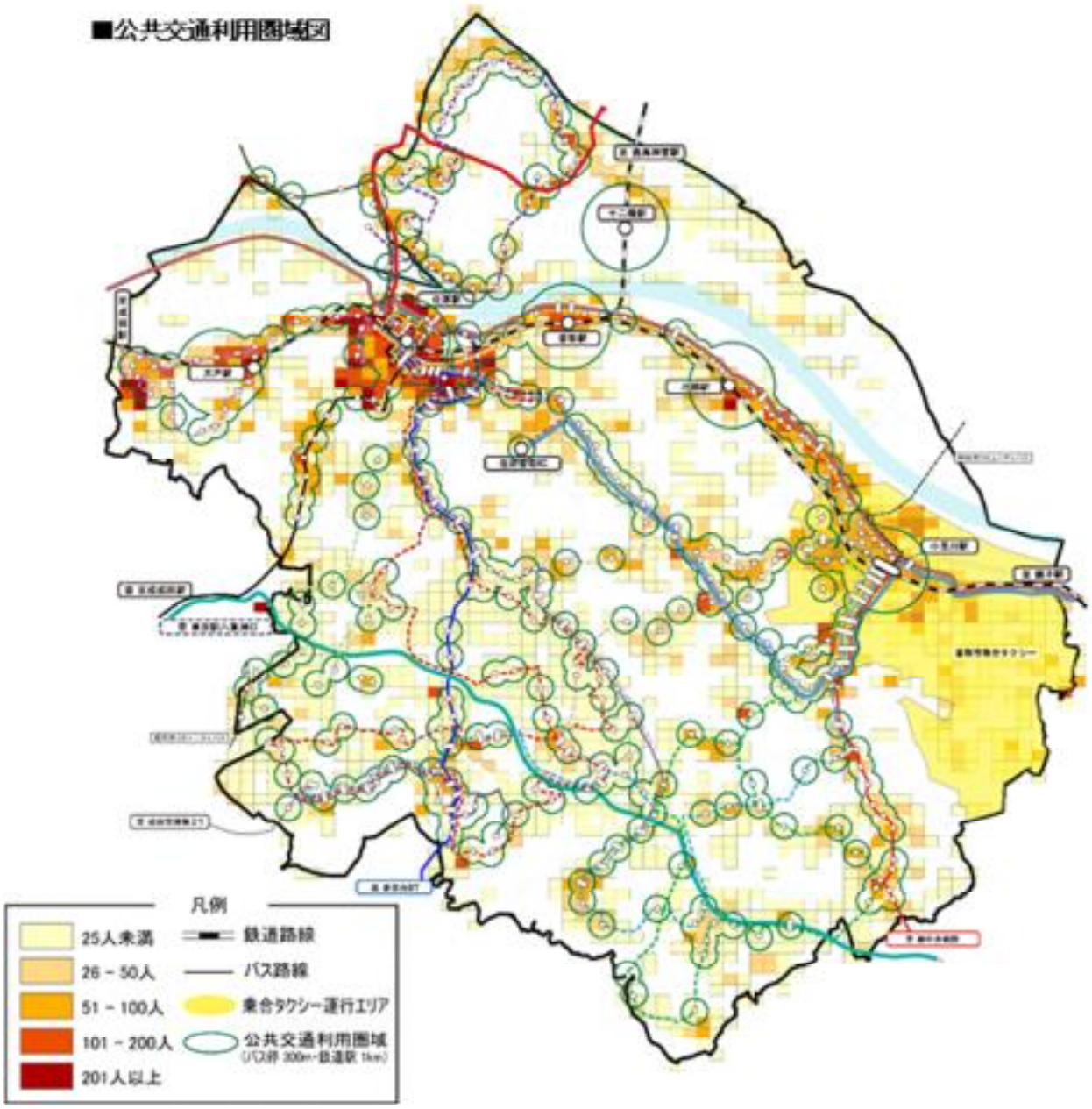

地域内フィーダー系統補助を受けるために国土交通省が指定する交通不便地域の図

■ R6.10月以降

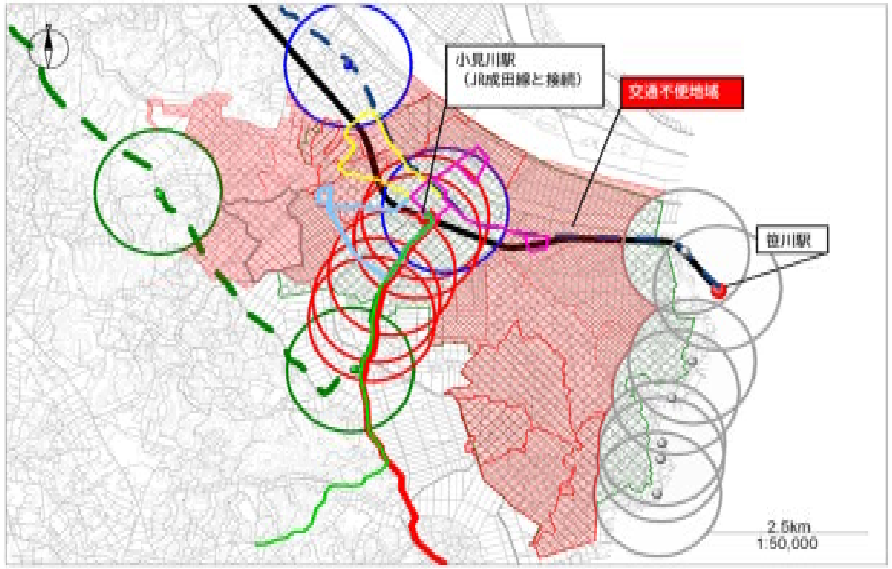

■交通不便地域の指定対象

網掛　指定を受けようとする地域

千葉県香取市小見川（一部）、八日市場、野田、本郷、下小川、新々田、入会地、下小堀、分郷、虫幡、木内、上小堀、阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川原、北原地新田、五郷内、和泉、貝塚、阿玉台、久保

※R6.10月から除外した地域
下小野、橋幡、旗鉾、畑田

■地位内フィーダー系統

橙線　香取市循環バス（小見川市街地ルート（北西ルート））
薄青線　香取市循環バス（小見川市街地ルート（南西ルート））
紫線　香取市循環バス（小見川市街地ルート（北東ルート））
薄緑線　香取市循環バス（山田ルート）
薄緑網掛　香取市乗合タクシー

■交通不便地域から除外する停留所等の系統

黒線　JR成田線（地域間交通ネットワーク）
赤線　路線バス「府馬線」（千葉交通）
青点線　高速バス「銚子東京線（佐原ルート）」（千葉交通）
緑点線　高速バス「銚子東京線（小見川ルート）」（千葉交通）
灰丸　市域外停留所等（JR成田線「笹川駅」、東庄町おでかけ号）

※神栖市コミュニティバスは、市内に「小見川駅」バス停留所のみがあります。
※交通不便地域の指定を受けようとする地区に影響を与えない停留所および円は省略しています。

■ R3.10月～R6.９月

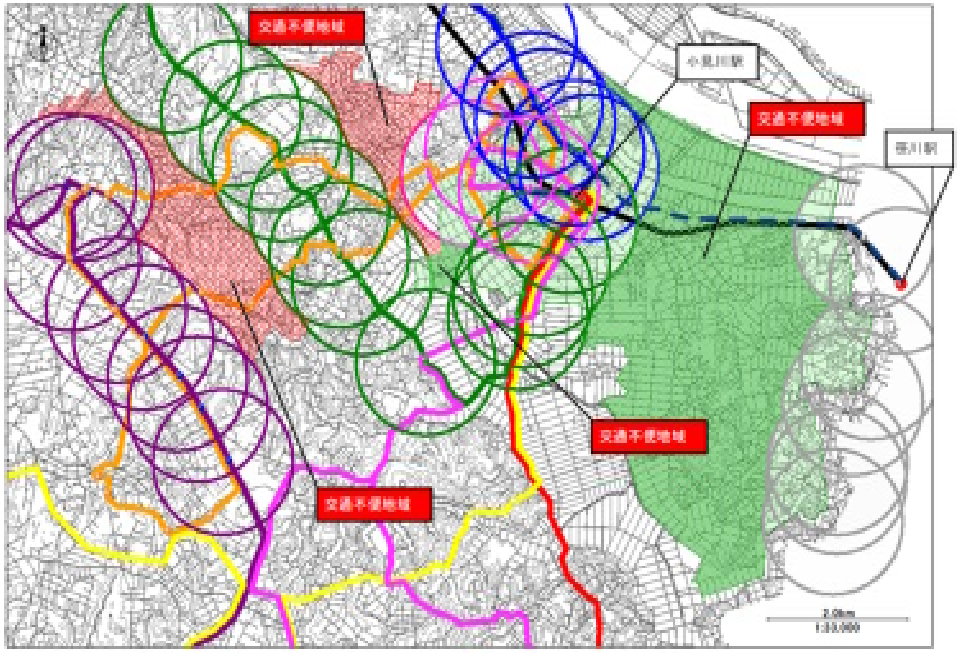

網掛　指定を受けようとする地域

千葉県香取市下小野、小見川（一部）、野田、本郷、下小川、新々田、入会地、橋幡、旗鉾、油田、虫幡、木内、上小堀、阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川原、北原地新田、五郷内、和泉、貝塚、阿玉台、久保

橙線　小見川循環バス（フィーダー系統）
緑囲　小見川乗合タクシー（フィーダー系統）
黒色　JR成田線（地域間交通ネットワーク）

【不便地域から除外する停留所等の系統】

青線　千葉交通大倉線　　緑線　千葉交通神里線　　紫線　千葉交通上の台線
桃線　山田循環バス　　黄線　栗源山田小見川線　　赤線　千葉交通府馬線
細破線　千葉交通高速バス東京佐原ルート（停留所は千葉交通大倉線と重複）
灰円　市域外停留所等（笹川駅、東庄町おでかけ号）
※指定を受けようとする地区に影響を与えない停留所及び円は省略